

富山市高齢者農園特定農地貸付規程

（目的）

第1条 この規程は、農業者以外の高齢者に農作業の場を提供し、農業に関する技術の習得と自然に親しむ機会を与え、老後の生活を健全で明るいものとし、高齢者福祉の増進に資することを目的に富山市が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定める。

（貸付主体）

第2条 本貸付けは、富山市が実施するものとする。

（貸付対象農地）

第3条 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及び富山市が貸付農地について有し、又は取得しようとする所有権又は使用及び収益を目的とする権利の種類（貸付農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合は、貸付農地の所有者の氏名及び住所を含む。）は、別表のとおりとする。

（貸付条件）

第4条 貸付条件は、次のとおりとする。

- （1）貸付期間は、グループ農園は1年以内、個人農園は2年以内とする。
 - （2）貸付けに係る賃料は、貸付期間において、グループ農園は無料、個人農園は1区画当たり3,000円とする。
 - （3）貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、市長が発行する納入通知書により賃料を富山市が指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 貸付け農地において次に掲げる行為をしてはならないものとする。
- （1）建物及び工作物を設置すること。
 - （2）営利を目的として作物を栽培すること。
 - （3）貸付農地を転貸すること。

（募集の方法）

第5条 貸付けを受けようとする者の募集は、「富山市広報」に掲載するほか、富山市公式ホームページに掲載し、一般公募とする。

（申込みの方法）

第6条 貸付けを受けようとする者は、富山市に対し「富山市高齢者農園利用申請書」を提出しなければならないものとする。

2 前項の申請をすることができる者は、グループ農園については、富山市内に所在を有する単位老人クラブとする。また個人農園については、富山市内に住所を有する60歳以上で農作業を行う農地を所有していない個人とする。

(選考等の方法)

- 第7条 富山市は、前条の規定に基づく申請をした者の中から借受者を決定するものとする。
- 2 申請をした者の数が募集した数を上回る場合は、抽選により借受者を決定するものとする。
 - 3 富山市は、同条第1項又は第2項により借受者を決定した場合はその旨を当該者に通知し、これをもって貸付契約の締結とみなす。

(貸付農地の管理・運営等)

- 第8条 富山市は貸付農地の適切な維持・管理及び運営を図るため管理人を設置する。
- 2 管理人は、次の業務を行う。
 - (1) 貸付農地の見回り並びに借受者に対する必要な指示
 - (2) 貸付農地における作物の栽培等の指導
 - (3) 高齢者農園の管理・運営に関して市長が必要と認める業務

(利用契約の解除等)

- 第9条 借受者が次の各号に該当するときは、富山市は利用契約を解除することができる。
- (1) 借受者がこの規程に定められた義務を履行しないとき
 - (2) 第4条第2項に掲げる行為をしたとき
 - (3) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき

(貸付農地の返還)

- 第10条 借受者は、第4条第1項第1号の規定により貸付期間が終了したとき又は第9条の規定により解除したときは、すみやかに貸付農地を原状に復し返還しなければならない。

(賃料の不還付)

- 第11条 既に納めた賃料は、還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合、その一部または全部を還付することができる。
- (1) 借受者の責任でない理由で貸付けができなくなった場合
 - (2) 富山市が相当な理由があると認めたとき

附 則

(施行期日)

この規程は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」(平成元年法律第58号)第3条第3項の規定による農業委員会の承認のあった日から施行する。ただし、この規程の施行

の日前に受けた承認については、なお従前の例による。